4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年六月一日に横浜で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
岸田文雄
モザンビーク共和国政府のために
アイウバ・C

附属書Ⅰ　第七条1に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

| 一 | |
|---|---|
| 分野 | 農林水産業（植物育成者権） |
| 小分野 | |
| 産業分類 | ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業<br>ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業<br>ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業<br>ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条）<br>最恵国待遇（第二条） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 |
| 概要 | 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。<br>(a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合<br>(b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合<br>(c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めること（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 |

| 二 | |
|---|---|
| 分野 | 金融業 |
| 小分野 | 銀行業 |
| 産業分類 | ＪＳＩＣ　六二一　銀行（中央銀行を除く。）<br>ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 |
| 概要 | 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。 |

| 三 | |
|---|---|
| 分野 | 熱供給業 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 |
| 概要 | 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 |

| 四 | |
|---|---|
| 分野 | 情報通信業 |
| 小分野 | 電気通信業 |
| 産業分類 | ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等<br>ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）<br>ＪＳＩＣ　三七二一　電気通信に附帯するサービス業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条）<br>特定措置の履行要求の禁止（第六条） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 |
| 概要 | 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。<br>(a)　日本国の国籍を有しない自然人<br>(b)　外国政府又はその代表者<br>(c)　外国の法人又は団体<br>2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。 |